

秋田県公報

目 次

ページ

告 示

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定(二八〇・福祉政策課)……………1

○保安林の指定の予定(二八一・水と緑の森づくり課)……………1
 ○道路の供用開始(二八二・由利地域振興局建設部)……………2
 ○道路区域の変更(二八三・雄勝地域振興局建設部)……………2
 ○道路の供用開始(二八四・雄勝地域振興局建設部)……………2
 公 告
 ○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(県民文化政策課)……………3
 ○土地改良区の役員の変更及び就任の届出(秋田地域振興局農林部)……………3
 選挙管理委員会告示
 ○選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(九七)……………3
 ○各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(九八)……………3
 ○個人演説会等を開催することができる施設の指定解除(九)

九)……………4
 ○個人演説会等を開催することができる施設の指定(一〇〇)……………4
 告 示
 秋田県告示第二百八十号
 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成二十一年六月十二日
 秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
たんぼぼ	有限会社 たんぼぼ 代表取締役	仙北市角館町蘭田別当村二百十一	介護予防訪問介護	平成二十一年五月十四日
グループホーム たんぼぼ	有限会社 たんぼぼ 代表取締役	仙北市角館町蘭田別当村二百十一	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成二十一年五月十四日
デイホーム たんぼぼ	有限会社 たんぼぼ 代表取締役	仙北市角館町川原太田五十九	通所介護、介護予防通所介護	平成二十一年五月十四日
能代市東イサービスセンター	社会福祉法人 能代市社会福祉協議会 会長	能代市字宮ノ前二番地一号	通所介護、介護予防通所介護	平成二十一年五月十四日
能代市緑町イサービスセンター	社会福祉法人 能代市社会福祉協議会 会長	能代市緑町七番十七号	通所介護、介護予防通所介護	平成二十一年五月十四日
能代市緑町グループホーム	社会福祉法人 能代市社会福祉協議会 会長	能代市緑町七番十七号	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	平成二十一年五月十四日
能代ふれあいイサービスセンター	社会福祉法人 能代市社会福祉協議会 会長	能代市上町十二番三十二号	通所介護、介護予防通所介護	平成二十一年五月十四日

秋田県告示第二百八十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第

二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定に基づき告示する。

平成二十一年六月十二日

秋田県知事 佐竹敬久

森 林 の 所 在 場 所

全 面 積

指 定 施 業 要 件

郡市	町村	(大字)	字	地番	台帳 (平方メートル)	実測又は見込 (ヘクタール)	保安林指定面積 実測又は見込 (ヘクタール)	指定の目的	伐採種別	標準伐期齢	立木の伐採の方法 間伐その他特 別の場合の伐 採に係るもの	立木の伐採の 限度
男鹿市		船川港女川	鶴ノ崎	二〇 二二 二三	一、八六七 二、二三〇 二、五六四	〇・一八六七 〇・二三三〇 〇・二五六四	〇・一八六七 〇・二三三〇 〇・二五六四	土砂の崩壊の 防備	(附属明細書 のとおり)	主伐として伐 採をすること ができる立木 は、当該立木 の所在する市 町村に係る市 町村森林整備 計画で定める 標準伐期齢以 上のものとす る。	(附属明細書 のとおり)	(附属明細書 のとおり)

(「附属明細書」は、省略し、農林水産部水と緑の森づくり課及び秋田地域振興局農林部並びに男鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第二百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成二十一年六月十二日

一 供用開始の区間
秋田県知事 佐竹 敬久

県道	冬師西目線	由利本荘市西目町西目字廻り田 一五番地先から字田高七五番地 先まで
----	-------	---

(一) 期間 平成二十一年六月十五日
供用開始の期日 平成二十一年六月十五日

(二) 期間 平成二十一年六月十二日から同月二十五日まで

秋田県告示第二百八十三号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成二十一年六月十二日

秋田県知事 佐竹 敬久

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
国道	百八号	百八号	湯沢市秋ノ宮字小杉沢二番一地先から湯沢市秋ノ宮字川井黒沢九番一地先まで	〃	一七・四〇〃三三・五〇	〇・〇四五
	百八号				七・三〇〃二四・五〇	〇・〇四五

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 雄勝地域振興局建設部用地課

(二) 期間 平成二十一年六月十二日から同月二十五日まで

秋田県告示第二百八十四号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定

に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成二十一年六月十二日

秋田県知事 佐竹 敬久

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	湯沢栗駒公園線	湯沢市高松字天矢場三五番五地 先から湯沢市高松字天矢場三五番一地先まで

二 供用開始の期日 平成二十一年六月十二日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 雄勝地域振興局建設部用地課

(二) 期間 平成二十一年六月十二日から同月二十五日まで

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年六月十二日

秋田県知事 佐竹 敬久

一 申請のあった年月日

平成二十一年六月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人 いきいきFネット秋田

三 代表者の氏名

伊藤 満

四 主たる事務所の所在地

秋田県秋田市広面字碓八十四番地五

五 定款に記載された目的

この法人は、すべての人々に対して、その個性と能力を充分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を図る活動に関する事業を行い、個人の人権尊重のもと、誰もがその人らしく伸びやかに生きられ、豊かな市民生活を実現する社会づくりに寄与することを目的とする。

六 定款の変更内容

役員の種類及び定数

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、飯田川土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年六月十二日

秋田県知事 佐竹 敬久

一 退任理事の住所及び氏名

湯上市飯田川飯塚字樋ノ下三十四番地の一

字湯端百二番地

字観音尻百六十六番地

字僧ヶ沢五番地の二

字中谷地百十二番地

飯田川和田妹川字平ノ下六十三番地

字四百刈一番地

字千刈十二番地

飯田川下虻川字屋敷百二十八番地

字道心谷地三番地

字俣ノ内五十八番地

字上谷地六番地

字俣ノ内四十八番地の二

字槐袋二十九番地

飯田川飯塚字片田二十二番地

就任理事の住所及び氏名

湯上市飯田川飯塚字湯端九十番地

字観音尻百六十六番地

字湯端三十五番地

字中谷地百十二番地

字僧ヶ沢五番地の二

飯田川和田妹川字柳田八番地の三

字千刈十二番地

字平ノ下六十三番地

飯田川下虻川字屋敷百二十八番地

字上谷地六番地

字道心谷地三番地

字俣ノ内五十八番地

飯田川飯塚字片田二十二番地

飯田川下虻川字槐袋二十九番地

字俣ノ内四十八番地の二

退任理事の住所及び氏名

湯上市飯田川和田妹川字柳田十五番地の二十九

飯田川下虻川字街道上一本木六番地

選挙管理委員会告示

秋選管告示第九十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十一年六月十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中 伸 一

十分の一の数 一八、七二三
三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二二、六八五

秋選管告示第九十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十一年六月十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中 伸 一

選挙区別

秋田市	八九、四五八
能代市山本郡	二六、七三三
横手市	二八、四一六
大館市	二二、六五六
男鹿市	九、七九三
湯沢市雄勝郡	二〇、八六四
鹿角市鹿角郡	一一、八六三
由利本荘市	二四、三五八

潟上市 九、七二二
 大田市仙北郡 三三、二二〇
 北秋田市北秋田郡 一一、七五二
 にかほ市 七、八三一
 仙北市 八、七一八
 南秋田郡 七、六五七

秋選管告示第九十九号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設を次のとおり指定解除した旨秋田市選挙管理委員会から報告があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年六月十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

施設の名称	施設の所在地	指定解除年月日
旭南児童館	秋田市旭南一丁目十五番一号	平成二十一年六月二日

秋選管告示第百号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設を次のとおり指定した旨秋田市選挙管理委員会から報告があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年六月十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

施設の名称	施設の所在地	指定年月日
旭南地区コミュニティセンター	秋田市旭南一丁目十五番五号	平成二十一年六月二日
旭南児童館	秋田市旭南一丁目十五番五号	平成二十一年六月二日

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(83)八七六六 FAX(83)〇〇五
 E-mail:matsubara@matsubarainst.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄